

SMILE

母親節快樂!

Mother's Day

★スマイル

～今月も笑顔(スマイル)でスタート!～

5月号

Vol.133

今月の SMILE

5 月 10 日は母の日です

まいど おおきに!

今月は 1 日から 5 日まで労働節に伴う休業期間であったため、本誌の配信は本日 5 月 6 日となりました。

中国の司法解釈に「汚職・贈収賄刑事事件の処理における法律適用の若干の問題に関する解釈」があります。これは、最高人民法院および最高人民検察院が共同で 2016 年に公布したものであり、贈収賄犯罪の認定基準や量刑の統一を図る重要なルールです。その趣旨は、贈収賄事件における判断のばらつきを是正し、金額・情状・立場などの評価基準を具体化するとともに、「重い者は重く、軽い者は軽く」という量刑の均衡、すなわち同罪同罰(類似事案の処罰の均一化)を実現する点にありました。そして、この 2016 年版とは別に、新たな司法解釈(二)が 2026 年 4 月 10 日に公布されています(5 月 1 日施行)。

今回の改正の本質は、「同罪同罰」をより徹底するための精緻化および厳格化にあるといえます。主な改正ポイントは以下のとおりです。

第一に、「行賄・受賄の一体処罰」の強化です。従来よりも明確に、贈賄側および収賄側を対等に処罰対象として扱う方向が示され、「渡した側のみが軽く扱われる」運用の是正が図られています。第二に、量刑判断のさらなる統一です。2016 年版の基準を一層具体化し、金額基準の精緻化、情状(影響力・損害)の評価の明確化、類似案件間の量刑差の是正を通じて、裁判所ごとの判断のばらつきの抑制が意図されています。第三に、「利益」の範囲の拡張および明確化です。現金以外にも、株式、取引機会、債務免除などの財産的利益や、将来利益・潜在的利益が含まれることが明確化され、「形式的には金銭の授受がない」場合であっても処罰対象となり得ます。第四に、「請託(依頼)」要件の実質化です。明示的な依頼がなくとも、黙示の了解、慣行的な見返り、事後的な利益供与であっても、職務との関連性が認められれば収賄の成立が認められる方向が維持・強化されています。第五に、第三者・家族経由の利益供与に関する取扱いの厳格化です。家族名義、関係者名義、ペーパーカンパニー等を通じた取引であっても、形式ではなく実質的支配に基づいて判断されることが明確化されています。

これまで、民間人が刑事責任を問われる金額基準は公務員に比べて相対的に緩やかであり、犯罪として立件されにくい側面がありました。しかし、今回の解釈(二)により、非公務員による収賄・贈賄、業務上横領、資金流用等の犯罪についても、公務員に対する有罪認定および量刑の基準に徐々に近づいていくことが見込まれます。初版の解釈において公務員と非公務員で異なる基準が採用されていた背景には、民間における不正は公共財産や公職の清廉性に直接関わるものではなく、社会的影響が比較的限定的であるとの考え方がありました。今回の基準の厳格化により、企業活動に内在する経営上のリスクが、そのまま刑事リスクへと転化する可能性が一層高まったといえるでしょう。

今週末の 10 日は母の日です。駐在員の皆様におかれましては、郷里のお母様へ感謝の言葉をお伝えになってみてはいかがでしょうか。

それでは今月も笑顔(スマイル)でスタートしましょう!

CPI と PPI

国家統計局が 4 月 10 日に発表したデータによれば、3 月は、春節の長期休暇後に消費需要が季節的に落ち込み、消費者物価指数(CPI)は前月比で 0.7%低下し、前年同月比では 1.0%上昇した。食品およびエネルギー価格を除いたコア CPI は、前年同月比で 1.1%上昇した。国際的な原油や金属などの国際的な資源価格が上昇した価格の急上昇や、国内の一部産業における需給関係の改善などの要因により、工業生産者出荷価格指数(PPI)は前月比で 1.0%上昇し、前年同月比では 0.5%上昇した。

一、CPI は前年同月比で上昇

全国の CPI は前年同月比で引き続き緩やかな上昇を維持したが、上昇幅はやや縮小し 1.0%となった。そのうち、工業消費財の価格は 2.2%上昇し、上昇幅は前月より 1.1 ポイント拡大し、CPI の前年同月比上昇に約 0.67 ポイント寄与した。工業消費財の中では、金製装飾品の価格が 65.8%上昇したが、上昇幅は 10.8 ポイント縮小した。家庭用器具および衣料品の価格はそれぞれ 2.4%、1.7%上昇したが、いずれも上昇幅は縮小した。ガソリン価格は下落から上昇に転じ、3.8%上昇し、CPI の前年同月比上昇に約 0.11 ポイント寄与した。サービス価格は 0.8%上昇したが、上昇幅は前月より 0.8 ポイント縮小し、CPI の前年同月比上昇に約 0.36 ポイント寄与した。春節後は移動や人的サービス関連の価格上昇幅がやや縮小し、旅行代理店の料金、ホテル宿泊費、航空券、交通手段レンタルの価格上昇率はいずれも 0.9%~3.3%の範囲に低下した。また、ペットサービス、車両修理・整備、家事代行サービス、外食の価格上昇率も 1.2%~1.6%の範囲に低下した。食品価格は 0.3%上昇したが、上昇幅は前月より 1.4 ポイント縮小した。食品のうち、生鮮野菜、牛肉、羊肉および果物の価格上昇率は 4.0%~7.8%の範囲で、いずれも前月より上昇幅が縮小し、合計で CPI の前年同月比上昇に約 0.24 ポイント寄与した。一方、豚肉および卵の価格はそれぞれ 11.5%、3.3%下落し、下落幅はいずれも前月より拡大し、合計で CPI の前年同月比を約 0.23 ポイント押し下げた。

二、PPI は前年同月比で下落から上昇に転じた

全国の PPI は前年同月比で、前月の 0.9%下落から 0.5%上昇へと転じ、41 か月連続の下落後、初めての上昇となった。今月の PPI の主な特徴は以下の通りである。

第一に、国際的な外部要因(輸入インフレ)の影響により、国内の関連産業の価格が上昇、または下落幅が縮小した。有色金属鉱採掘・選鉱業の価格は前年同月比で 36.4%上昇し、有色金属の製錬・圧延加工業は 22.4%上昇し、上昇幅はそれぞれ前月より 6.2 ポイント、0.3 ポイント拡大した。石油・天然ガス採掘業の価格は前月の 12.9%下落から 5.2%上昇へと転じた。石油・石炭およびその他燃料加工業、化学原料および化学製品製造業の価格はそれぞれ 4.5%、0.3%下落したが、下落幅は前月よりそれぞれ 7.5 ポイント、3.4 ポイント縮小した。

第二に、国内の一部産業において需給関係が改善し、価格が上昇した。市場競争秩序が継続的に改善され、太陽光発電設備および部品製造、リチウムイオン電池製造の価格はそれぞれ 5.2%、2.5%上昇した。新たな成長分野が拡大し、「人工知能+」の展開加速と計算力需要の急増により、光ファイバー製造価格は 76.1%上昇し、外部記憶装置および部品は 21.1%、電子専用材料製造は 18.7%上昇した。さらに、グリーン転換の進展により、バイオマス燃料加工および廃棄資源総合利用業の価格はそれぞれ 6.1%、0.9%上昇した。

全国の PPI は前月比で 1.0%上昇し、6 か月連続の上昇となり、上昇幅は前月より 0.6 ポイント拡大し、過去 48 か月で最大の上昇幅となった。主な業種では、国際原油価格などの大幅な上昇の影響を受け、国内の石油関連産業の価格が急速に上昇した。具体的には、石油・天然ガス採掘業は前月比 15.8%上昇し、石油・石炭およびその他燃料加工業は 5.8%、化学原料および化学製品製造業は 3.6%上昇し、上昇幅はいずれも前月よりそれぞれ 10.7 ポイント、5.4 ポイント、2.3 ポイント拡大し、PPI 前月比上昇の主因となった。

一方、有色金属の製錬・圧延加工業の価格は 1.0%上昇したが、上昇幅は前月より 3.6 ポイント縮小した。そのうち、レアメタル・レアアース製錬およびアルミ製錬の価格はそれぞれ 11.8%、0.7%上昇したが、銅製錬の価格は 1.5%下落した。

また、春節後に工業企業や建設プロジェクトが徐々に操業・生産を再開し、エネルギーや鋼材の需要が回復したことにより、電力・熱供給業の価格は前月の 3.9%下落から 1.4%上昇へと転じ、石炭採掘・洗浄業の価格も 0.5%下落から 0.1%上昇へ転じた。鉄鋼(黑色金属)製錬・圧延加工業の価格は 0.3%上昇し、上昇幅は前月より 0.2 ポイント拡大した。

輸出と輸入

税関総署が 4 月 14 日に公表した税関統計によると、今年第 1 四半期における中国の貨物貿易の輸出入総額は 11.84 兆元となり、前年同期比 15%増加した。そのうち、輸出は 6.85 兆円で 11.9%増加し、輸入は 4.99 兆円で 19.6%増加した。具体的には、主に以下の 5 つの特徴が見られる。

一、規模が過去同期の最高を更新

第 1 四半期の輸出入総額は 11 兆元を超え、これは過去同期で初めてであり、四半期の伸び率も直近 5 年間で最高となった。

二、各種経営主体が全面的に増加

第 1 四半期において、民営企業の輸出入額は 6.78 兆円で 16.2%増加し、輸出入総額に占める割合は 57.3%までさらに上昇した。同時期に、外資系企業の輸出入額は 3.47 兆元、国有企業は 1.56 兆円で、それぞれ 16.1%、8%の増加となった。

三、市場の多元化がさらに強化・拡大

第 1 四半期において、「一帯一路」関連国との輸出入額は 6.06 兆円で 14.2%増加し、輸出入総額の 51.2%を占めた。ASEAN およびラテンアメリカとの輸出入はいずれも 15.4%増加し、アフリカとは 23.7%増加した。また、EU および英国との輸出入はそれぞれ 14.6%、13.1%増加し、APEC の他の経済体との輸出入は 13.4%増加した。

四、輸出の新たな成長分野が引き続き牽引

第 1 四半期において、機械・電気製品の輸出は 4.34 兆円で 18.3%増加し、輸出総額の 63.4%を占め、前年同期より 3.5 ポイント上昇した。そのうち、電気自動車、リチウム電池、風力発電設備およびその部品などのグリーン製品の輸出は、それぞれ 77.5%、50.4%、45.2%増加した。

五、内需拡大が輸入増加を牽引

第 1 四半期において、エネルギー製品および金属鉱石の輸入量はそれぞれ 2.91 億トン、4.05 億トンで、4.4%、13.2%増加した。同時期に、機械・電気製品の輸入は 1.97 兆円で 21.7%増加し、消費財の輸入は 4189.2 億元で 5.4%増加した。

PMI

国家統計局が 3 月 31 日に発表したデータによれば、製造業購買担当者景気指数(PMI)、非製造業ビジネス活動指数、および総合 PMI 産出指数がいずれも拡張局面に回復し、それぞれ 50.4%、50.1%、50.5%となり、前月比でそれぞれ 1.4 ポイント、0.6 ポイント、1.0 ポイント上昇した。これにより、中国経済の景況感は回復した。

一、製造業 PMI は拡張局面へ回復

3 月は、春節後に企業の操業再開と生産回復が加速し、市場の活発度が向上したことで、製造業 PMI は 50.4%となり、拡張局面に戻った。

(一)生産と需要が同時に拡大

生産指数と新規受注指数はそれぞれ 51.4%、51.6%で、前月比で 1.8 ポイント、3.0 ポイント上昇し、ともに拡張局面に回復した。製造業企業の生産活動は加速し、市場需要も明確に改善した。

業種別では、農副食品加工、有色金属製錬・圧延加工などの業種で、生産指数と新規受注指数はいずれも

55.0%を上回り、生産と需要の回復が速い。一方、繊維衣料、化学繊維、ゴム・プラスチック製品などの業種では、両指数とも依然として 50%を下回り、市場の活発度は弱い。生産・需要の回復を受け、企業の購買意欲も高まり、購買量指数は 50.9%となり、前月比 2.7 ポイント上昇した。

(二)大・中・小企業すべてで改善

大企業の PMI は 51.6%で前月比 0.1 ポイント上昇し、安定的に改善。中小企業はそれぞれ 49.0%、49.3%で、前月比 1.5 ポイント、4.5 ポイント上昇し、景況感が大きく改善した。

(三)重点 3 業種が比較的速く拡大

ハイテク製造業 PMI は 52.1%で、前月比 0.6 ポイント上昇し、14 か月連続で 50%を上回り、成長が継続している。

設備製造業および消費財産業の PMI はそれぞれ 51.5%、50.8%となり、前月比で 1.7 ポイント、2.0 ポイント上昇し、ともに拡張局面に入った。一方、高エネルギー消費産業の PMI は 48.9%で、前月比 1.1 ポイント上昇し、景況感は改善したもの、なお収縮圏内にある。

(四)価格指数が大幅に上昇

最近の一部コモディティ価格の上昇や企業の購買活動の活発化により、主要原材料の仕入価格指数と出荷価格指数はそれぞれ 63.9%、55.4%となり、前月比で 9.1 ポイント、4.8 ポイント上昇した。製造業の価格水準は全体として大きく回復した。

業種別では、石油・石炭など燃料加工、化学原料・化学製品などの業種で、両価格指数が 70%を超え、価格上昇が顕著である。

(五)市場期待は安定的に改善

生産・経営活動の予想指数は 53.4%で、前月比 0.2 ポイント上昇し、企業の先行きに対する信頼感がやや強まった。

業種別では、専用設備、自動車、鉄道・船舶・航空宇宙設備などの業種で、予想指数は 56%以上の高水準にあり、将来に対してより楽観的である。なお調査では、中東地域の地政学的対立などの影響により、石油・化学関連の原材料価格が大幅に上昇し、さらに物流運賃の上昇も重なり、原材料コストおよび物流コストの高騰を指摘する企業の割合が前月より増加したことも示された。

二、非製造業ビジネス活動指数は上昇

3 月の非製造業ビジネス活動指数は 50.1%で、前月比 0.6 ポイント上昇し、景況感は改善した。

(一)サービス業は拡張局面に回復

サービス業のビジネス活動指数は 50.2%で、前月比 0.5 ポイント上昇した。

業種別では、鉄道輸送、通信・放送・衛星サービス、金融、保険などは 55%以上の高い水準にあり、業務量が速いペースで増加している。一方、春節後の外出消費に関連する小売、宿泊、飲食などの業種は 50%を下回り、市場の活発度はやや低下した。市場見通しとしては、サービス業の業務活動予想指数は 54.8%で高水準を維持しており、企業は引き続き楽観的である。

(二)建設業も改善

春節後、各地で建設プロジェクトが徐々に再開されたことにより、建設業のビジネス活動指数は 49.3%となり、前月比 1.1 ポイント上昇した。また、建設業の業務活動予想指数は 50.5%で、拡張局面にあり、将来に対する信頼感が示されている。

三、総合 PMI 産出指数も拡張局面へ

3 月の総合 PMI 産出指数は 50.5%で、前月比 1.0 ポイント上昇し、企業全体の生産・経営活動の景況感が改善したことを示している。

この指数を構成する製造業の生産指数と非製造業ビジネス活動指数は、それぞれ 51.4%、50.1%であった。

3 月は、製造業購買担当者景気指数(PMI)、非製造業ビジネス活動指数、および総合 PMI 産出指数がいずれも拡張局面に回復し、それぞれ 50.4%、50.1%、50.5%となり、前月比でそれぞれ 1.4 ポイント、0.6 ポイント、1.0 ポイント上昇した。

労働契約法 38 条の適用制限に関する考察

1. はじめに

中国労働契約法は、その 38 条で特定の事情下における労働契約の一方的な解除権を労働者に与えるとともに(38 条1 項:各号に定める解除事由がある場合、同条 2 項:使用者による強制等がある場合(注1))、これにより労働契約が解除されたとき、使用者は経済補償金を支払わなければならないものとし(46 条 1 項)、労働者の合法的権利・利益の保護を図っている。

(注1)労働契約法 38 条:使用者に次に定める事情のいずれかがあるときは、労働者は、労働契約を解除することができる。(一)

労働契約の定めどおりの労働保護又は労働条件の提供をしなかったこと。(二)期限までの満額の労働報酬の支払をしなかったこと。(三)法に基づく労働者のための社会保険料の納付をしなかったこと。(四)使用者の規則が法律又は法規の規定に違反し、労働者の権利・利益を害したこと。(五)本法第 26 条第1 項に定める事由により労働契約が無効となったこと。(六)その他法律又は行政法規に定める労働者において労働契約を解除しうる事由。

使用者が暴行、脅迫若しくは身体を不法に制限する手段によって労働者に労働を強制し、又は使用者が規則に違反して危険な作業の指揮若しくは強制を行い、労働者の身体を安全を危うくしたときは、労働者は、直ちに労働契約を解除することができ、使用者に対する事前の告知を要しない。

近年、労働者の法的意識の高まりに伴い、労働契約法 38 条をめぐる労使間紛争が多発している。その一方で、同一の使用者の元での長期勤続を希望しない労働者は、使用者の雇用管理上の不備を理由として、同条 1 項に基づく一方的解除権を行使し、経済補償金の取得を意図するケースも見受けられる。このような背景から、中国で事業を展開する企業にとって、日常的な雇用コンプライアンス管理の徹底は重要な経営課題となっており、日系企業もその例外ではない。このような状況を踏まえ、本稿では、労働契約法 38 条の運用とその適用の制限について考察する。

2. 使用者に対する事前通知の要否

労働契約法 38 条2 項によると、「使用者が暴行、脅迫若しくは身体を不法に制限する手段によって労働者に労働を強制し、又は使用者が規則に違反して危険な作業の指揮若しくは強制を行い、労働者の身体を安全を危うくしたときは、労働者は、事前の通知をすることなく、直ちに労働契約を解除することができる。

その一方で、同条 1 項に基づく一方的解除については、同条 2 項と同じく使用者に対する事前の通知が不要なのか、それとも同条 2 項とは解除事由が異なるゆえ、労働契約法37 条のように「30 日前まで」の通知(注2)が求められるのかという点については、法令上の明確な規定が欠けることから、現在の司法実務は次のような諸説に分かれている。

(注2)労働契約法37 条前段は、「労働者は、30 日前までに使用者への通知を書面で行うことにより、労働契約を解除することができる。」というように、事前の通知を求める規定を定めている。

第 1 説として、労働契約法 38 条 1 項に基づく一方的解除は使用者に対する 30 日前までの通知を要しないとする立場がある。例えば北京市第一中級人民法院の(2021)北京 01 民終 2399 号事件判決においては、使用者が労働法令に違反した事情下で従業員が契約解除を申し出たため、そのような通知は不要であると判断されている。また、鎮江市中級人民法院の(2018)蘇 11 民終 2499 号事件判決は、30 日前までの通知の有無が、労働契約法 37 条の一般的な自主退職と、38 条1 項の契約解除とを区別する根拠になるとし、従業員による 30 日前までの解除申出がなかったことから、当該事案は一般的な自主退職のケースではなく、さらに、使用者が従業員に対して長期にわたり法定時間超過の残業を要求した点で労働法への違反が成立するとして、従業員による経済補償金の支払請求は可能であるとした。さらに、上海市、広州市及び江蘇省の裁判所も、この立場をとる傾向にある。

第 2 説として、労働者による事前告知は必要だが、その告知の有無は経済補償金の支払に影響しないとする立場がある。

例えば、「労働争議事件の審理における若干の問題に関する深セン市中級人民法院の指導意見(試行)」は、労働者が労働契約法 38 条 1 項に基づいて労働契約の解除を申し出るには、使用者に対する事前の告知がなければならず、この告知をしなかった場合、労働者はそのために使用者に生じた損害の賠償責任を負うものの、使用者の経済補償金支払義務はそれにより免ぜられないとしている。しかし、労働契約の解除にあたってどの程度の事前通知期間を要するのかという点は、明らかにされていない。

第 3 説として、労働契約法 38 条 1 項に定める解除事由の一部について、労働者に催告義務を課して使用者に是正の機会を与えるものとし、使用者がこの是正を合理的な期間内に行わなかった場合に限り、労働者は契約を解除しようという考え方がある。例えば、労働争議が頻発する社会保険料納付の問題に関して、深セン市においては、社会保険料の未納を理由とする労働契約の解除と経済補償金の支払について、使用者に 1 か月の猶予期間を与えるものとされている。具体的な規定として、「深セン経済特区調和的労働関係促進条例」15 条 2 項は、「使用者が法に基づいて労働者のため社会保険料の納付をしていない場合においては、労働者は、使用者に対し、法に基づいてその納付の請求をしなければならない。もし使用者が 1 か月以内に規定に従った納付をしなかったときは、労働者は、労働契約を解除することができ、使用者は、法に基づいて経済補償金を支払わなければならない。」と定めている。

以上のように、労働契約法 38 条 1 項に基づく労働者側の解除権行使に際し、事前通知の要否については、現時点において全国統一的な司法解釈が確立されておらず、地域による判断の相違や個別事案の具体的事情に応じて結論が分かれる状況にある。したがって、企業が同条項に該当する違反行為を行った場合、労働者がどのような手続を経て解除権を行使し得るかについては、一定の法的不確実性が伴う。

3. 使用者に対する具体的な解除事由通知の要否

事前通知の内容に解除事由が含まれることの要否については、中国各地の裁判所により、労働契約法 38 条 2 項に基づく解除の場合は不要、同条 1 項に基づく解除の場合は必要であるとする比較的統一された判断がなされている。例えば、「天津法院労働争議事件審理ガイドライン」25 条においては、「中国労働契約法 38 条 1 項に定める事情が使用者に存在し、労働者がこれを理由として自ら労働契約を解除するとともに、経済補償金を請求するときは、これを認めるべきである。ただし、労働者がそれを理由とする労働契約解除の申出をしていないときは、この限りでない。」とされている。また、広東省高級人民法院「労働争議事件の審理における難問に関する解答」(注 3)8 条も同様の見解を示している。

(注 3)この規定は 2021 年 1 月 1 日、「裁判職務文書の一部廃止に関する広東省高級人民法院の決定」によってすでに廃止されている。

4. 使用者における悪意の要否

雇用の実情は複雑で、会計担当者による計算の誤りといった事情のために生じた賃金の過少払いなど、管理上の不注意ゆえに労働契約法 38 条 1 項の解除事由が成立することも生じうる。このような場合においても、労働者は労働契約法 38 条に基づく労働関係の解除及び経済補償金の請求ができるのか。

この点について、労働関係の解除における「余儀なくされること」の認定基準について、法 38 条は詳しい規定を設けておらず、中国の司法においても統一的な立場が形成されていない。

北京、上海などの一部の地域においては、使用者の悪意や過失を経済補償金支払請求の実質的な要件とする見解が見受けられる。例えば、上海市では、「労働契約法の適用における若干の問題に関する上海市高级人民法院の意見」9 条により、「使用者において誠実に反する事情があり、それゆえに支払の遅延又は拒絶をした場合に初めて、立法上必要な規制の対象となる。したがって、使用者が悪意を有するために労働報酬の「期限までの全額」を支払をせず、又は社会保険料の「未納」をしたとき、労働者による契約解除の理由とすることができる。しかし、客観的な要因のために計算基準が不明確となり、又はこれについて争いが生じ、よって、使用者による労働報酬の「期限までの全額」の支払ができなくなり、又は社会保険料の未納が生じたときは、労働者による契約解除の根拠とすることはできない。労働者が労働契約法 38 条に

定めるそれ以外の事由の存在を理由として労働契約の解除を主張するときは、合法、合理及び公平の原則に従って、前項の精神に照らし処理しなければならない。」との見解が示されている。また、北京市の裁判所も、使用者による経済補償金支払の要否を判断するにあたってその悪意を審理する傾向があり、例えば、(2016)京0108民初29288号事件では、賃金の一部を支払わなかった使用者につき、悪意に基づく未払とは認められないとして、労働契約の解除及び経済補償金の支払を求める従業員の請求を棄却する判決が下された。

その一方で、多くの地方の裁判所は、法 38 条に列挙された解除事由の有無のみを形式的に審理するにとどまり、使用者の悪意の有無に関する実質的な審理までは行っていない。

5. おわりに

以上のように、労働契約法 38 条をめぐる労働争議事件の審理において、各地の裁判所は、本項で論じてきた使用者への事前通知の要否、解除理由の特定の要否、使用者における悪意の有無という 3 点を総合的に考慮し、使用者が経済補償金の支払義務を負うか否かを総合的に判断している。これらの論点において司法解釈が統一されておらず、裁判所の所在地域によって判断にばらつきが生じている。このことが、企業にとってコンプライアンスリスクとなっている。

したがって、企業である使用者においては、労働契約法 38 条 1 項各号に定める解除事由が自社に生じることがないように、労働関連法令を遵守し、雇用管理を慎重に行うことが求められる。それでもなお、管理上の不注意などによってそのような事態となり、従業員が労働契約の解除及び経済補償金の支払を求める労働仲裁・訴訟の手段を講じた際には、次の点を確認のうえ、対応策を検討することが推奨される。

- ・解除通知前に義務履行の催告がなされ、自社に是正の機会が与えられていたか否か。
- ・従業員が契約解除通知書で申し入れた解除事由は、労働仲裁申立書・訴状の内容と一致しているか否か。
- ・従業員が主張する解除事由は、会社の悪意によるものか否か。

これらのリスクに対処するためには、日頃からの厳格なコンプライアンス管理に加え、主要な事業展開地域における最新の司法動向を継続的に把握し、それに基づいて内部管理体制を不断に見直すことが、本条に起因する予期せぬ紛争と経済的負担を未然に防止するための最善策である。

情報提供：金杜法律事務所

会計・税務情報

増値税の仕入税額控除等に関する事項の公告

「中華人民共和国増値税法」及び「中華人民共和国増値税法実施条例」の関連規定に基づき、現行の制度と実務運用を継続するため、2026 年 1 月 30 日に、財政部と国家税務総局は共同で「増値税の仕入税額控除等に関する事項の公告」(財政部 税務総局公告 2026 年第 13 号)を公布しました。主な内容は以下の通りです。

一、増値税の仕入税額控除について

控除項目	仕入税額控除の確定方法
自動車の購入	自動車販売統一発票に記載された増値税額
国内旅客輸送サービスの購入	①電子発票(鉄道電子客票、航空輸送電子客票行程単)を取得した場合、発票に記載された又は発票に含まれている増値税額 ②身分情報が明記された道路・水路等その他旅客輸送に関するチケットを取得した場合、額面金額 $\div (1+3\%) \times 3\%$ 。
道路、橋、ゲート通行サービスの購入	①電子普通発票(有料道路通行料の増値税電子普通発票、「通行費」表記がある電子発票)を取得した場合、発票に記載された増値税額。 ②橋、ゲートの通行料発票を取得した場合、額面金額 $\div (1+5\%) \times 5\%$ 。
区分できない控除不可の仕入税額の按分	一般納税者が貨物(固定資産を除く)またはサービスを購入し、簡易課税項目、増値税免税項目及び控除不可の非課税取引項目に用いて、控除不可となる仕入増値税額を区分できない場合の計算式は以下の通り。 当期控除不可仕入増値税額 ＝当期で区分できない仕入増値税総額× (当期簡易課税方式を用いた課税項目売上高＋当期増値税免税項目売上高＋当期控除不可の非課税取引収入)÷当期総売上高＋当期非課税取引総収入
納税完了証憑による仕入税額控除	一般納税者が納税完了証憑に基づいて仕入税額控除を行う場合、書面契約、支払証憑及び国外企業の取引明細又は発票を同時に備えなければならない。

二、単一の課税取引が 2 つ以上の税率に関係する場合(混合販売)の適用税率

一般納税者が以下に該当する場合、当該課税取引の主要業務に適用される税率を用いる。

- 1.ソフトウェア製品を販売すると同時にソフトウェアのインストール、保守、研修等のサービスを提供する場合、ソフトウェア製品の税率を適用する。
- 2.プレハブ住宅、機械設備、鉄骨部材等の貨物を販売すると同時に据付サービスを提供する場合、貨物の税率を

適用する。

3.充電・電池交換業務において、電力製品の販売と同時に電池の交換、位置決め、保守などのサービス費を請求する場合、電力製品の税率を適用する。

4.交通手段の賃貸サービスを提供すると同時に情報技術等のサービス料を請求する場合、賃貸サービスの税率を適用する。

納税者が上記各号に類似する課税取引を行う場合、これに準じて取り扱うものとする。

三、納税義務の発生時期について

業務類型	納税義務の発生時期
生産期間が12ヶ月超の貨物(大型機械設備、船舶、航空機等)	代金受領日又は書面契約で定めた支払期日とする。
サービス代金を前払いで受領した後、分割してサービスを提供する	「実際にサービス提供を開始した日」または「契約の約定日」のうち、いずれか早い日とし、且つ受領した代金の全額について増値税を申告 & 納付しなければならない。
不動産の販売	所有権移転登記の完了日または実際の引渡日のうち、いずれか早い日とする。
金融機関の貸付により発生した未収利息	貸付後、利息計算日から90日以内に発生した未収利息については、現行規定に基づいて増値税を納付する。利息計算日から90日を超えて発生した未収利息については、一時的な増値税の納付を行わず、実際に利息を受領した時点で納付する。

本公告は2026年1月1日より施行される。従来の規定が本公告と一致していない場合、本公告の規定が優先する。

お問い合わせは
MYDO まで!!



(お問い合わせ先)

上海滿意多企業管理諮詢有限公司

〒200336 上海市延安西路2201号 上海国際貿易中心610室

T E L : +86-21-6407-0228 F A X : +86-21-6407-0185

E-mail: info@shmydo.com